

令和7年10月15日

リゾートトラスト健康保険組合  
加入者 各位

リゾートトラスト健康保険組合  
理事長 佐々木 征磁

### 一括職権交付に伴う「資格確認書」の送付について

平素より、当健康保険組合の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和7年12月2日以降、従来の健康保険証が利用できなくなるため、加入者様が医療機関等を受診する際は、原則マイナ保険証を利用して受診することとなります。しかし、何らかの事由によりマイナ保険証を利用できない方は、「資格確認書」を利用して受診する必要があります。

今般、従来の健康保険証をお持ちの加入者様で、マイナ保険証による資格確認ができない方（以下「資格確認書交付対象者」という。）を対象に「資格確認書」を一括職権交付します。

#### ■資格確認書交付対象者

- ①マイナンバーカードを作成されていない方
- ②マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていない方
- ③マイナンバーカードを返納した方
- ④マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れている方

#### ■配布方法

令和7年10月24日（金）より順次、事業主（会社）宛に発送致します。

#### ■従来の健康保険証について

令和7年12月2日以降、従来の健康保険証は利用できなくなりますが、回収は致しませんので、各自で破棄いただきますようお願い致します。

#### ■マイナ保険証への切り替えのお願い

今回、「資格確認書交付対象者」の方におかれましては、医療DXが拡大される

等、「マイナ保険証」での医療機関受診のメリットをご理解いただき、「マイナ保険証」の利用登録をお願い致します。  
詳しくは、添付のリーフレットをご覧ください。

**【問合せ先】**

リゾートトラスト健康保険組合  
担当：平野、渡辺、柴田